

令和 3 年11月4日
令和 3 年度第6回市民活動推進委員会
資料 1

「協働のガイドライン」 改定の概要について

市民自治推進課

1. 「協働のガイドライン」の概要（再掲：第5回委員会資料）

協働のガイドラインとは・・・

職員が業務に協働を取り入れ、円滑に協働を進めるため、
「協働の考え方・進め方」をとりまとめた手引き（平成23年度策定）

<協働を取り巻く背景の変化>

▶市民活動推進条例を施行し、事業協力や共催などの協働手法と併せて、平成19年度からは「協働推進事業」を柱とした施策を展開

▶厳しい財政状況や新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化、事業実施手続きの複雑さなどを背景に協働推進事業を廃止

▶市民活動推進委員会や市民活動団体からのご意見を踏まえて、これからの協働推進の方向性（多様な協働の推進）を検討

「協働のガイドライン」を改定し、職員一人一人が多様な協働を推進するための環境を整備する（研修等への活用）

2. これまでの経過（令和3年9月～）

項目（検討時期）	概要
令和3年度第5回 市民活動推進委員会 (R3.9.16)	・ ガイドライン（改定素案）や活用方法についてのご意見 【資料2】「協働のガイドライン」（改定素案）に対する 第5回委員会での意見と市の考え方
市民意見 (R3.9.8-29)	・ 協働の考え方や進め方についてのご意見 【資料3】「“協働”の考え方・進め方」についての書面ヒアリング 結果について
茅ヶ崎市民活動 サポートセンター (R3.9.16)	・ ガイドライン（改定素案：たたき台）についてのご意見 【資料4】「協働のガイドライン（改定素案）」へのコメントに 対する市の考え方 (茅ヶ崎市民活動サポートセンターと市との意見交換)

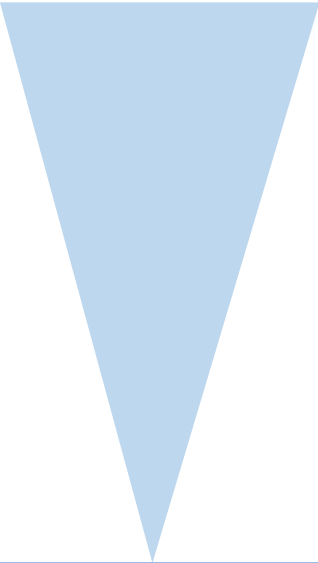
- ・ 令和3年8月以前も市民活動推進委員会や茅ヶ崎市市民参加協働調整会議
(庁内会議)などで検討

【資料5】「協働のガイドライン（改定素案）」

3. 今後の進め方（案）

■令和 3 年度改定

協働推進事業に関する記載を削除するとともに、これまでのご意見を踏まえて改定（協働のメリット等の追記、表現の整理など）する。



令和 3 年度第 7 回～第 9 回市民活動推進委員会

令和 4 年度実施市民活動げんき基金補助事業の選定を中心に、「協働のガイドライン」改定の答申を審議

■令和 4 年度以降に改定

げんき基金補助事業との関係や協働の実施形態、協働の推進に関する施策に係る部分などについて、今後の議論を踏まえて検討し、改定する。